

## 管理業務仕様書

本管理業務仕様書は、下記の施設について適用する。

種 別	施 設 名	所 在 地
介護老人 保健施設	周南市介護老人保健施設 ゆめ風車	周南市宮の前二丁目6番27号

### 1 実施施設の役割

介護老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成16年周南市条例第1号）（以下「条例」という。）に基づく介護老人保健施設で、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設である。

### 2 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者は、施設の目的の達成を図るため、条例第14条に基づく次の業務を行うものとする。

#### (1) 介護老人保健施設

- ① 介護老人保健施設の運営業務
- ② 介護老人保健施設の施設及び設備の維持管理業務
- ③ 介護給付費、使用料及び手数料等の徴収業務
- ④ その他周南市の指示する介護老人保健施設等の管理運営に関する業務

(2) その他、現場の状況に応じて軽微な業務で必要と認められる業務については、受託金額の範囲内で運営するものとする。

### 3 介護老人保健施設の利用対象者

(1) 介護老人保健施設の利用対象者は、次に掲げるものとする。

- ① 病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護・要支援者
- ② 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

### 4 通所リハビリテーション等及び訪問リハビリテーション等の休業日 ア 休業日

- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）

- ・ 12月29日から翌年の1月3日まで
- ・ ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に中止することができる。

#### イ 開館時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 職員

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づく「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」における人員基準を満たすこと。

### 6 管理の基準等

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行うことにより、市民、利用者の信頼を得る努力をすること。
- (4) 業務に関して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 市と指定管理者の基本的な責任分担の考え方は、次のとおりとする。

項 目	市	指定管理者
①施設の維持管理		○
②施設内備品の維持管理		○
③許可権限のある施設の利用許可	○	
④施設の小規模修繕		○
⑤施設の大規模修繕	○	
⑥事故・火災等による施設及び施設備品の修繕	○	○
⑦使用者の被災・損害	○	○
⑧施設及び施設利用者に係る保険加入	○	○
⑨包括的管理責任	○	

細目的事項については、別記1「リスク分担表」で定めるものとする。

### 7 保健衛生

指定管理者は、公共の福祉増進のため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 施設内の清掃及び環境美化に努めなければならない。
- (2) 前号に掲げるもののほか利用者の公共の福祉増進のため特に必要と認める措置等

## 8 非常災害対策

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての施設内防災計画（対応マニュアル）を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応しなければならない。
- (2) 指定管理者は、防災訓練を行い、その結果に基づき、対応マニュアルの検証及び必要な見直しを行わなければならない。
- (3) 指定管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を定め、同条に規定する防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。
- (4) 指定管理者は、災害などにより、市が児童館を地域住民の避難場所及び救援物資の保管場所ほか防災拠点として使用する必要があると認めるときは、その指示に従わなければならない。

## 9 帳簿の整備

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づく「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」における運営に関する基準を満たすこと。

## 10 診療報酬等の徴収事務

- (1) 指定管理者に委託する徴収事務は次に掲げるものとする。
  - ① 介護報酬等の調定に係ること。
  - ② 介護報酬等の自己負担分の納入通知書の発行、収納、及び領収書の発行に係ること。
  - ③ 介護報酬等の支払基金・保険会社等への請求に係ること。
- (2) 指定管理者が徴収事務に使用する印鑑は、周南市が別に定める印鑑を使用するものとする。
- (3) 指定管理者は、介護報酬等を領収した場合、収納した現金を、外来診療を行う日の午後2時を基準として、収益種別等の詳細を記載した日報を添付して、病院管理室に持参するものとする。
- (4) 指定管理者は、使用料を收受し前項の規定により病院管理室に持参するまでの間は、周南市の承認を得た堅牢な保管場所に保管し、適切に管理しなければならない。
- (5) 指定管理者は、徴収業務に係る一切の記録、帳簿及び関係書類等を作成・保管し、周南市の要求に応じて提出するものとする。
- (6) 周南市は、指定管理者の行う徴収業務について、必要と認める場合は検査を行うことができる。

## 11 その他

- (1) 指定管理者は、インターネットを活用した情報発信等、施設及び事業の周知方法を工夫し、利用促進に努めること。
- (2) 基本協定書に定める月次報告書の提出は翌月 15 日以内とする。報告すべき提出書は利用状況報告書、事業報告書、避難訓練記録票であり、その他、関連の資料があれば添付するものとする。
- (3) 指定管理者は、市及びその他関係機関と連絡を取りながら管理運営に努めること。
- (4) 指定管理者は、条例等に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、市が毎年度実施する指定管理者評価業務に必要な調査等に協力すること。また、評価における指示事項があるときは、対応すること。

別記1 リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域住民、施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可効力	不可効力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	(別途協議)
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延(市から指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者から市)によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの(極めて小規模によるもの)		○
	経年劣化によるもの(上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(極めて小規模によるもの)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(極めて小規模によるもの)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務廃止の場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(従事者への周知)

第3条 受注者は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第4条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。